

■【一般事務・保育士・司書】

令和5年4月採用

■基山町臨時的任用職員募集



申問 総務課 行政係
☎92-7915

町では、正規職員の育児休業等により欠員が生じ、代替職員が必要な場合に、期限付きで任用し、正規職員と同様の業務に従事する臨時的任用職員を募集します。

■採用候補者名簿登録について

一定の基準を満たした受験者を合格とし、採用候補者名簿に登録します。採用候補者名簿登録の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日とします。臨時的任用の必要が生じた際に、登録者の中から採用します。

▽登録予定人員 一般事務・・・6名程度 保育士・・・若干名 一般事務(司書)・・・若干名

■採用について

募集職種	採用予定人員	任用期間 ※任用期間は更新する場合があります。	受験資格	勤務時間・休暇等 ※業務の都合により、時間外勤務、休日出勤もあります。	給与	勤務先
一般事務	6名	令和5年4月1日から9月30日 (6か月間)	パソコン(ワープロ及び表計算ソフト)の操作ができる方	午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間は正午から午後1時まで)	月額150,100円を基準に経歴により、この額以上になることがあります。 (上限は、月額191,700円)。 この他、期末勤勉手当、時間外勤務手当、該当者には、通勤手当、住居手当、退職手当等の諸手当が支給されます。	基山町役場
保育士	1名		保育士の資格を有する方	午前7時30分から午後7時00分までのうち7時間45分 (休憩時間は1時間)		基山町立基山保育園
一般事務(司書)	1名	採用日(随時)から6か月間	司書の資格を有し、パソコン(ワープロ及び表計算ソフト)の操作ができる方	午前8時30分から午後5時15分まで又は、午前9時30分から午後6時15分まで (休憩時間は1時間)		基山町立図書館

※全国健康保険協会、厚生年金保険法の被保険者になります。

■申込みについて

▽申込書の請求方法

申込書・採用試験実施要綱は、総務課行政係(役場3階)で配布しているほか、基山町ホームページからダウンロードできます。郵便請求の場合は、封筒の表に『臨時的任用職員採用試験申込書請求』と朱書きし、宛名を明記した定型の返信用封筒(A4サイズが入る大きさ)に、120円切手を必ず貼って同封してください。

▽申込書の提出方法

申込書に必要事項を記入し、写真欄に申込み6か月以内に撮影した本人の写真を貼って、総務課行政係までご提出ください。郵送で申込みの場合は、封筒の表に『臨時的任用職員採用申込み』と朱書きし、必ず郵便書留でお送りください。

▽受付期間

募集職種	受付期間
一般事務・保育士	1月16日(月)～2月6日(月)(土・日・祝日を除く) ※郵送の場合は、2月6日(月) 必着
一般事務(司書)	随時(土・日・祝日を除く) ※定員に達した時点で募集を中止します。

▽試験について

募集職種	日時	場所	内容
一般事務・保育士	2月14日(火) 午前9時30分開始予定	※日時、場所等については決定次第応募者に直接ご連絡します。	面接試験、作文試験、適性検査 パソコン操作試験(一般事務のみ)
一般事務(司書)	随時設定します。	役場3階会議室	面接試験、作文試験、 適性検査、パソコン操作試験

※基山町ホームページで要綱等をご覧ください。

1月31日（火）までです！ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急 支援給付金の申請はお済みですか？

現在、町では電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の申請を受け付けています。申請がお済みでない方は、期限までにご申請ください。また、申請がお済みでない方で、申請書類等が必要な場合には、ご連絡ください。

- 給付額 1世帯あたり5万円（1世帯1回限り）
- 支給対象になる世帯

（1）住民税非課税世帯
基準日（令和4年9月30日）において、基山町に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の市町村住民税均等割が非課税である世帯

※対象となる世帯には11月18日に確認書を送付しています。

※令和4年度の収入を申告していない世帯には確認書を送付していません。非課税に該当する方で申告がお済みでない方は、申告をして、福祉課までご連絡ください。

（2）家計急変世帯

申請時点において基山町に住民登録があり、令和4年1月から令和4年12月までの間に予期せず収入が減少し、右記（1）と同様の事情にあると認められる世帯

※（1）、（2）いずれも、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

■ 申請期限

1月31日（火）まで

※ただし、郵送申請の場合には、必着とさせていただきます。

※問合せ先 福祉課 社会福祉係 ☎（92）7964

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得 の子育て世帯分）の申請はお済みですか？

コロナ禍における物価高騰等の影響を受けた生活者の負担軽減を図る観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を支給しています。次の要件に当てはまる方で、まだ支給を受けていない方は、こども課（こども家庭係）までお問い合わせください。※既に本給付金を受給された方は除きます。

■ 支給額

児童1人につき5万円

■ 支給対象者

①②の両方に当てはまる方（ひとり親世帯を除きます）

①令和4年3月31日時点で、18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等（※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

②令和4年度住民税（均等割）が非課税の方
又は、令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

■ 給付金の申請手続き

申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、こども課（役場1階）まで直接又は郵送でご提出ください。申請書類等は、こども課窓口又は基山町ホームページに準備しています。

給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。
※令和4年度（令和3年中）の収入を申告し

ていない場合は、申告をして、こども課までご連絡ください。

■ 申請期限 2月28日（火）まで

「子育て世帯生活支援特別給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報搾取」にご注意ください。ご自宅や職場などに都道府県・市町村や厚生労働省（の職員）などをかたつた不審な電話や郵便があった場合は、町や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

※問合せ先

こども課 こども家庭係

☎（92）7968

・厚生労働省「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」コールセンター
☎0120（400）903

（受付時間 平日午前9時～午後6時）

